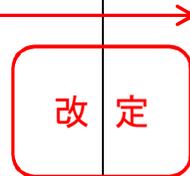


積算基準〔4 下水道〕（平成27年10月30日以降適用）

改定対照表

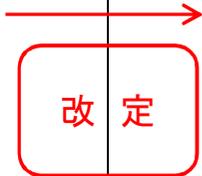
頁	改定前	改定後（平成28年5月1日以降適用）
第2編 ポンプ場 ・処理場  ポンプ場 ・処理場 施設 （機械設備）編  P45	<p style="text-align: center;">II 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の適用 45</p> <p>Y：総合試運転費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：総合試運転費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y=3.02</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=0.17</math>〔%〕</p> <p>イ. 水処理施設  <math>Y=219,700X^{-0.06}</math>……………（式-2）                      Y：総合試運転費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：総合試運転費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y=8.33</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=0.26</math>〔%〕</p> <p>ウ. 汚泥処理施設（焼却・熔融・コンポスト設備等は、対象外とする。）  <math>Y=43,330X^{-0.06}</math>……………（式-3）                      Y：総合試運転費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：総合試運転費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y=8.96</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=0.49</math>〔%〕</p> <p>④ 総合試運転費率に含まれる内容は、次のとおりとする。                      ア 労務費                      イ 使用電力量料金、燃料、薬品等の費用                      ウ 報告書等の作成に要する費用                      注：総合試運転に要する電力の基本料は、役務費（共通仮設費）として積み上げ積算を行う。</p> <p>⑤ 総合試運転費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。                      ア 相当負荷の確保に要する費用                      イ ばい煙、悪臭物質等の試験、分析測定費用                      ウ その他、総合試運転の実施に要する費用</p> <p>5) 特別経費                      官庁立会い試験の燃料費等、特に必要があると認められるものについて計上する。</p> <p>(6) 仮設費                      1) 費用の算定                      ① 仮設費=仮設費対象額×仮設費率+積み上げ積算                      ② 仮設費対象額は、「機器費」、「直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く。）」の合計額とする。                      ③ 仮設費率は、（式-4）による。  <math>Y=33.44X^{-0.083}</math>……………（式-4）                      Y：仮設費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：仮設費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y=2.91</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=1.26</math>〔%〕</p>	<p style="text-align: center;">II 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の適用 45</p> <p>Y：総合試運転費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：総合試運転費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 1,000,000</math>〔円〕は<math>Y=7.26</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=0.17</math>〔%〕</p> <p>イ. 水処理施設  <math>Y=219,700X^{-0.06}</math>……………（式-2）                      Y：総合試運転費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：総合試運転費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 1,000,000</math>〔円〕は<math>Y=24.09</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=0.26</math>〔%〕</p> <p>ウ. 汚泥処理施設（焼却・熔融・コンポスト設備等は、対象外とする。）  <math>Y=43,330X^{-0.06}</math>……………（式-3）                      Y：総合試運転費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：総合試運転費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 1,000,000</math>〔円〕は<math>Y=21.72</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=0.49</math>〔%〕</p> <p>④ 総合試運転費率に含まれる内容は、次のとおりとする。                      ア 労務費                      イ 使用電力量料金、燃料、薬品等の費用                      ウ 報告書等の作成に要する費用                      注：総合試運転に要する電力の基本料は、役務費（共通仮設費）として積み上げ積算を行う。</p> <p>⑤ 総合試運転費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。                      ア 相当負荷の確保に要する費用                      イ ばい煙、悪臭物質等の試験、分析測定費用                      ウ その他、総合試運転の実施に要する費用</p> <p>5) 特別経費                      官庁立会い試験の燃料費等、特に必要があると認められるものについて計上する。</p> <p>(6) 仮設費                      1) 費用の算定                      ① 仮設費=仮設費対象額×仮設費率+積み上げ積算                      ② 仮設費対象額は、「機器費」、「直接工事費（当該仮設費及び総合試運転費を除く。）」の合計額とする。                      ③ 仮設費率は、（式-4）による。  <math>Y=33.44X^{-0.083}</math>……………（式-4）                      Y：仮設費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：仮設費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 1,000,000</math>〔円〕は<math>Y=3.75</math>〔%〕  <math>X &gt; 1,000,000,000</math>〔円〕は<math>Y=1.26</math>〔%〕</p>



積算基準〔4 下水道〕（平成27年10月30日以降適用）

改定対照表

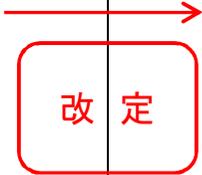
頁	改定前	改定後（平成28年5月1日以降適用）
<p>第2編 ポンプ場 ・処理場</p> <p>ポンプ場 ・処理場 施設 (機械設備) 編</p> <p>P46</p>	<p>46 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編</p> <p>2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）</p> <p>② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用</p> <p>④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用</p> <p>3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用</p> <p>② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力機械槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器等の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>⑤ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用</p> <p>1-2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算</p> <p>② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。</p> <p>③ 共通仮設費率は（式-5）による。</p> $Y = 2,858.52X^{-0.2058} \dots \dots \dots \text{（式-5）}$ <p>Y：共通仮設費率（％）（算出した額は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）</p> <p>X：共通仮設費対象額（円）</p> <p>ただし、上下限の率は次による。</p> <p>X ≤ 3,000,000 [円] は Y = 51.12 [％]</p> <p>X &gt; 600,000,000 [円] は Y = 12.86 [％]</p> <p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60t以下を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p>	<p>46 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編</p> <p>2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）</p> <p>② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用</p> <p>④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用</p> <p>3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用</p> <p>② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力機械槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器等の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>⑤ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用</p> <p>1-2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算</p> <p>② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。</p> <p>③ 共通仮設費率は（式-5）による。</p> $Y = 2,858.52X^{-0.2058} \dots \dots \dots \text{（式-5）}$ <p>Y：共通仮設費率（％）（算出した額は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）</p> <p>X：共通仮設費対象額（円）</p> <p>ただし、上下限の率は次による。</p> <p>X ≤ 1,000,000 [円] は Y = 68.76 [％]</p> <p>X &gt; 600,000,000 [円] は Y = 12.86 [％]</p> <p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60t以下を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p>



積算基準〔4 下水道〕（平成27年10月30日以降適用）

改定対照表

頁	改定前	改定後（平成28年5月1日以降適用）
<p>第2編 ポンプ場 ・処理場</p> <p>ポンプ場 ・処理場 施設 (機械設備) 編</p> <p>P48</p>	<p>48 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編</p> <p>カ 完成図普及びマイクロフィルム等（電子媒体を含む。）の作成に要する費用</p> <p>キ 塗膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用（CALSシステムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p> <p>8) 営繕費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>イ 労働者宿舎の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用または、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用</p> <p>ウ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>エ 労働者の輸送に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>イ 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>ウ 現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワールの設置、トイレの水洗化等に要する費用</p> <p>エ 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用</p> <p>オ その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 現場管理費＝現場管理費対象額×現場管理費率</p> <p>② 現場管理費対象額は、「純工事費」とする。</p> <p>③ 純工事費とは、「直接工事費」、「共通仮設費」の合計額とする。</p> <p>④ 現場管理費率は、(式-6)による。</p> $Y = 425.39X^{-0.1148} \dots\dots\dots (式-6)$ <p>Y：現場管理費率〔%〕          (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X：純工事費〔円〕</p> <p>ただし、上下限の率は次による。</p> <p>X ≤ 3,000,000〔円〕はY=49.29〔%〕</p> <p>X &gt; 500,000,000〔円〕はY=23.53〔%〕</p> <p>2) 現場管理費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 労務管理費</p> <p>一般作業員に係る次の費用とする。</p> <p>ア 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>オ 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p>	<p>48 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編</p> <p>カ 完成図普及びマイクロフィルム等（電子媒体を含む。）の作成に要する費用</p> <p>キ 塗膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用（CALSシステムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p> <p>8) 営繕費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>イ 労働者宿舎の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用または、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用</p> <p>ウ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>エ 労働者の輸送に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>イ 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>ウ 現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワールの設置、トイレの水洗化等に要する費用</p> <p>エ 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用</p> <p>オ その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 現場管理費＝現場管理費対象額×現場管理費率</p> <p>② 現場管理費対象額は、「純工事費」とする。</p> <p>③ 純工事費とは、「直接工事費」、「共通仮設費」の合計額とする。</p> <p>④ 現場管理費率は、(式-6)による。</p> $Y = 425.39X^{-0.1148} \dots\dots\dots (式-6)$ <p>Y：現場管理費率〔%〕          (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X：純工事費〔円〕</p> <p>ただし、上下限の率は次による。</p> <p>X ≤ 1,000,000〔円〕はY=57.78〔%〕</p> <p>X &gt; 500,000,000〔円〕はY=23.53〔%〕</p> <p>2) 現場管理費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 労務管理費</p> <p>一般作業員に係る次の費用とする。</p> <p>ア 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>オ 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p>



頁	改定前	改定後（平成28年5月1日以降適用）																								
<p>第2編 ポンプ場 ・処理場</p> <p>ポンプ場 ・処理場 施設 (機械設備) 編</p> <p>P51</p>	<p style="text-align: center;">II 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の運用 51</p> <p>③ 設計技術費率は、(式-7)による。  <math>Y = 183.41X^{-0.2107}</math>……………(式-7)                      Y：設計技術費率〔%〕                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X：設計技術費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 10,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 6.15</math>〔%〕  <math>X &gt; 10,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 2.33</math>〔%〕</p> <p>(2) 設計技術費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等                      製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当金繰入額。</p> <p>② システム設計に係る管理費等                      システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、法定厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。</p> <p>2. 一般管理費等</p> <p>(1) 費用の算定</p> <p>① 一般管理費等＝一般管理費等対象額×一般管理費等率</p> <p>② 一般管理費等対象額は、「工事原価」とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、(式-8)により算定した値とする。                      一般管理費等率＝(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)                      ×(機器費補正係数)……………(式-8)</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。  <math>Y = -3.5981 \log X + 45.883</math>……………(式-9)                      Y：標準一般管理費等率〔%〕                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X：工事原価〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 21.78</math>〔%〕  <math>X &gt; 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 11.78</math>〔%〕</p> <p>② 前払金支出割合による調整を行うため、「前払金支出割合補正係数」により補正する。                      前払金支出割合補正係数は、表-1による。</p> <p style="text-align: center;">表-1 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1" data-bbox="380 1085 929 1157"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合 区分</th> <th>0%から 5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を超え 40%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 「製作等の一般管理費等を含んだ機器費」に係る一般管理費等の調整を行うために、「機器費補正係数」により補正する。                      「機器費補正係数」は、(式-10)による。  <math>R = 1 - (K/1.25)</math>……………(式-10)</p>	前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00	<p style="text-align: center;">II 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の運用 51</p> <p>③ 設計技術費率は、(式-7)による。  <math>Y = 183.41X^{-0.2107}</math>……………(式-7)                      Y：設計技術費率〔%〕                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X：設計技術費対象額〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 7.11</math>〔%〕  <math>X &gt; 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 2.33</math>〔%〕</p> <p>(2) 設計技術費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等                      製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当金繰入額。</p> <p>② システム設計に係る管理費等                      システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、法定厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。</p> <p>2. 一般管理費等</p> <p>(1) 費用の算定</p> <p>① 一般管理費等＝一般管理費等対象額×一般管理費等率</p> <p>② 一般管理費等対象額は、「工事原価」とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、(式-8)により算定した値とする。                      一般管理費等率＝(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)                      ×(機器費補正係数)……………(式-8)</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。  <math>Y = -3.5981 \log X + 45.883</math>……………(式-9)                      Y：標準一般管理費等率〔%〕                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X：工事原価〔円〕                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 21.78</math>〔%〕  <math>X &gt; 5,000,000</math>〔円〕は<math>Y = 11.78</math>〔%〕</p> <p>② 前払金支出割合による調整を行うため、「前払金支出割合補正係数」により補正する。                      前払金支出割合補正係数は、表-1による。</p> <p style="text-align: center;">表-1 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1377 1085 1926 1157"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合 区分</th> <th>0%から 5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を超え 40%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 「製作等の一般管理費等を含んだ機器費」に係る一般管理費等の調整を行うために、「機器費補正係数」により補正する。                      「機器費補正係数」は、(式-10)による。  <math>R = 1 - (K/1.25)</math>……………(式-10)</p>	前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00
前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																					
補正係数	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00																					
前払金支出割合 区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																					
補正係数	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00																					

